

E 予約専用会員様 会員規約改定内容

※改定後の全文は、平成 27 年 10 月 20 日以降、規約・特約ページ (<https://expy.jp/rules/>) をご確認ください。

現 行 (平成 27 年 10 月 19 日まで適用)	改 正 (平成 27 年 10 月 20 日以降に適用)
エクスプレス・カード (E 予約専用) 会員規約 第 1 条 (法人会員とカード使用者等) 1. 本規約および本規約の一部を構成するものとして東海旅客鉄道株式会社 (以下「JR 東海」という。) が別途定める「エクスプレス予約コーポレートサービス (E 予約専用) 規約」(その特約を含む。)(以下「E X 予約コーポレート規約」といい、本規約と E X 予約コーポレート規約を総称して「本規約等」という。)) を承認のうえ、株式会社ジェーシービー (以下「JCB」という。) および JR 東海 (以下 JR 東海と JCB を総称して「両社」という。) 所定の入会申込書等によって、本規約等を承認のうえ、両社が提携して発行するエクスプレス・カード (E 予約専用) への入会の申し込みをした官公庁、会社、社団、財団もしくはその他の団体 (以下総称して「法人等」という。) で、両社が審査のうえ入会を承認した法人等を法人会員といいます。 2. 法人会員が予めエクスプレス・カード (E 予約専用) の使用者として指定し、両社所定の方法により申請し、両社が承認した法人会員の役員、社員、従業員等 <u>の方</u> をカード使用者といいます。なお、カード使用者は、両社が特に承認した場合に限り、法人会員の一定の営業単位 (以下「部署」という。) のほか、法人会員のグループ会社等、<u>その部署、役職員、社員、従業員その他の者が含まれます。</u> 3. 法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってエクスプレス・カード (E 予約専用) を利用する一切の権限 (以下「本代理権」という。) を授与するものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、両社所定の方法により、カード使用者によるエクスプレス・カード (E 予約専用) の利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。	エクスプレス・カード (E 予約専用) 会員規約 第 1 条 (法人会員とカード使用者等) 1. 本規約および本規約の一部を構成するものとして東海旅客鉄道株式会社 (以下「JR 東海」という。) が別途定める「エクスプレス予約コーポレートサービス (E 予約専用) 規約」(その <u>付則および特約</u> を含む。)(以下「E X 予約コーポレート規約」という。 <u>また、</u> 本規約と E X 予約コーポレート規約を総称して「本規約等」といい、 <u>本規約等に基づき提供するサービスを単に「エクスプレス予約コーポレートサービス」という。))</u> を承認のうえ、株式会社ジェーシービー (以下「JCB」という。) および JR 東海 (以下 JR 東海と JCB を総称して「両社」という。) 所定の入会申込書等によって、本規約等を承認のうえ、両社が提携して発行するエクスプレス・カード (E 予約専用) への入会の申し込みをした官公庁、会社、社団、財団もしくはその他の団体 (以下、総称して「法人等」という。) で、両社が審査のうえ入会を承認した法人等を <u>「法人会員」</u> といいます。 2. 法人会員が予めエクスプレス・カード (E 予約専用) の使用者として指定し、両社所定の方法により申請し、両社が承認した法人会員の役員、社員、従業員等を <u>「カード使用者」</u> といいます。なお、カード使用者は、両社が特に承認した場合に限り、法人会員の一定の営業単位 (以下「部署」という。) のほか、法人会員のグループ会社等 <u>ならびに</u> その部署、役職員、社員 <u>および従業員等</u> その他の者が含まれます。 3. 法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってエクスプレス・カード (E 予約専用) を利用する一切の権限 (以下「本代理権」という。) を授与するものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、両社所定の方法により、カード使用者によるエクスプレス・カード (E 予約専用) の利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。

4. 法人会員とカード使用者を併せて会員といいます。また会員が、当社 は 他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）で規定する I C 乗車票による乗車等を認めた方を I C 乗車票使用者といい、I C 乗車票使用者は、I C 乗車票の受取を除く I C 乗車票の取扱いに限り、当社 は 他社の定める運送約款で規定する E X - I C 運送契約を締結した会員とみなします。

5. 本代理権の授受に基づき、カード使用者によるエクスプレス・カード（E 予約専用）利用に基づく一切の支払 い 債務は法人会員に帰属し、カード使用者はこれを負担しないものとします。また、法人会員はカード使用者のエクスプレス・カード（E 予約専用）利用に関する一切の責任を負うものとします。

6. 法人会員と両社との本規約等を内容とする契約は、両社が入会を承認したときに成立します。

（中略）

第 3 条（カード番号の発行、カードの貸与およびカードの管理）

1. 両社は、エクスプレス・カード（E 予約専用）について、法人会員用の基本カード番号と、基本カード番号 1 つにつき 1 つまたは複数発行されるカード使用者用の部署カード番号および部署カード番号 1 つにつき 1 つまたは複数発行されるハウスカード番号（以下、基本カード番号、部署カード番号およびハウスカード番号を総称して「カード番号」という。）を発行します。JCB は、法人会員から申請された情報に基づき審査のうえ、カード番号を発行するものとします。

（中略）

3. ハウスカード番号には、両社が、カード使用者ごとに発行する個人名発行形式（以下、「個人名カード番号」という。）と部署ごとに発行する部署名発行形式（以下、「共有カード番号」という。）があります。個人名カード番号は、両社に申請のうえ承認されたカード使用者本人のみが使用することができ、共有カード番号は両社に申請のうえ承認された部署に所属するカード使用者のみが使用することができます。法人会

4. 法人会員とカード使用者を併せて「会員」といいます。また会員が、当社 また は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）で規定する I C 乗車票による乗車等を認めた方を I C 乗車票使用者といい、I C 乗車票使用者は、I C 乗車票の受取を除く I C 乗車票の取扱いに限り、当社 また は他社の定める運送約款で規定する E X - I C 運送契約を締結した会員とみなします。

5. 本代理権の授受に基づき、カード使用者によるエクスプレス・カード（E 予約専用）利用に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、カード使用者はこれを負担しないものとします。また、法人会員はカード使用者のエクスプレス・カード（E 予約専用）利用に関する一切の責任を負うものとします。

6. 法人会員と両社との本規約等を内容とする契約 （以下、「本契約」という。） は、両社が入会を承認したときに成立します。

（中略）

第 3 条（カード番号の発行、カードの貸与およびカードの管理）

1. 両社は、エクスプレス・カード（E 予約専用）について、法人会員用の基本カード番号と、基本カード番号 1 つにつき 1 つまたは複数発行されるカード使用者用の部署カード番号および部署カード番号 1 つにつき 1 つまたは複数発行されるハウスカード番号（以下、基本カード番号、部署カード番号およびハウスカード番号を総称して「カード番号」という。）を発行します。両社 は、法人会員から申請された情報に基づき審査のうえ、JCB が カード番号を発行するものとします。

（中略）

3. ハウスカード番号には、両社が、カード使用者ごとに発行する個人名発行形式（以下、「個人名カード番号」という。）と部署ごとに発行する部署名発行形式（以下、「共有カード番号」という。）があります。個人名カード番号は、両社に申請のうえ承認されたカード使用者本人のみが使用することができ、共有カード番号は両社に申請のうえ承認された部署に所属する 法人会員が指定した カード使用者のみが使用すること

員は、個人名カード番号の発行に際して貸与カードが発行されている場合は、カード使用者をして当該貸与カードの所定欄に自己の署名をさせなければなりません。また法人会員は、共有カード番号の発行に際して貸与カードが発行されている場合は、第4条第1項に規定する管理責任者をして当該貸与カードの所定欄に当該貸与カードが属する部署名を記載させなければなりません。

4. 両社は、貸与カードの有無にかかわらず、発行するカード番号、有効期限等に関する情報（以下「カード情報」という。）を書面その他の方法により法人会員に通知するものとします。

（中略）

第4条（管理責任者）

1. 入会申込をする法人等または法人会員（以下併せて「法人会員等」という。）は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者（以下「管理責任者」という。）を選定し、両社に届け出るものとします。

（中略）

第4条の2（実務担当者）

1. 法人会員等は、管理責任者の行為を補佐し、管理責任者に代わって実務を行う担当者（以下「実務担当者」という。）を選定する場合は、両社に届け出るものとします。

（中略）

第5条（カード番号の機能）

1. 会員は、事業費に伴う利用のために、東海道・山陽新幹線の乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、JR 東海のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。
2. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスの提供を受ける場合、EX予約コーポレート規約を遵守し、JR 東海所定の方法により利用

ができます。法人会員は、個人名カード番号の貸与カードが発行されている場合、カード使用者は当該貸与カードの所定欄に自己の署名をしなければなりません。また法人会員は、共有カード番号の貸与カードが発行されている場合、第4条第1項に規定する管理責任者は当該貸与カードの所定欄に当該貸与カードが属する部署名を記載しなければなりません。

4. 両社は、貸与カードの有無にかかわらず、発行するカード番号、有効期限等に関する情報（以下「カード情報」という。）を書面その他の方法により法人会員に通知するものとします。

（中略）

第4条（管理責任者）

1. 入会申込をする法人等または法人会員（以下併せて「法人会員等」という。）は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者（以下「管理責任者」という。）を選定し、両社に届け出るものとします。

（中略）

第4条の2（実務担当者）

1. 法人会員等は、管理責任者の行為を補佐し、管理責任者に代わって実務を行う担当者（以下「実務担当者」という。）を選定する場合は、両社に届け出るものとします。

（中略）

第5条（カード番号の機能）

1. 会員は、事業費に伴う利用のために、東海道・山陽新幹線の乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。
2. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスの提供を受ける場合、EX予約コーポレート規約を遵守し、所定の方法により利用する

するものとします。 3. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービス以外<u>の両社のサービス等</u>には、カード番号を利用できません。 第6条（カード番号の有効期限） 1. カード番号の有効期限は両社が指定する年月の末日までとし、書面その他の方法により通知します。 （中略） 3. 法人会員が、第25条第1項に定める退会の申し出により退会する場合、および法人会員の会員資格が、第25条第2項により喪失する場合は、基本カード番号が失効するとともに、部署カード番号およびハウスカード番号については、有効期限にかかわらず当然に失効するものとします。 （中略） 第7条（暗証番号） 1. 削除 2. <u>会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。ハウスカード番号利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カード番号を発行されている会員による利用とみなし、その利用代金はすべて法人会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失がないと両社が認めた場合には、この限りではありません。</u> 3. <u>法人会員は、両社所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ることができます。</u> 第8条（届出事項の変更と情報の共有） 1. 法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、事業内容、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者、所在地、電話番号および、お支払い口座（第<u>19</u>条に定めるものをいう。）等ならびにカード使用者に係る氏名、性別、生年月日、<u>部署等</u>（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなら	ものとします。 3. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービス以外には、カード番号を利用できません。 第6条（カード番号の有効期限） 1. カード番号の有効期限は両社が指定する年月の末日までとし、書面その他の方法により通知します。 （中略） 3. 法人会員が、第25条第1項に定める退会の申し出により退会する場合、および法人会員の会員資格が、第25条第2項<u>および第25条の2</u>により喪失する場合は、基本カード番号が失効するとともに、部署カード番号およびハウスカード番号については、有効期限にかかわらず当然に失効するものとします。 （中略） 第7条（暗証番号） 1. 削除 2. <u>削る</u> 3. <u>削る</u> 第8条（届出事項の変更と情報の共有） 1. 法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、事業内容、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者、所在地、電話番号およびお支払い口座（第<u>19</u>条に定めるものをいう。）等、<u>ならびに</u>カード使用者に係る氏名、性別、生年月日<u>および</u>部署等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなら
---	---

せん。 (中略) 4. 第1項の変更の届出がないため、両社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合 <u>といえど</u>、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。 (中略) 第9条（会員情報の収集等に関する同意） 1. 法人会員等は、JCB が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。 (中略) (3) JCB が以下の目的のために、本項（1）①②③④の会員情報を利用すること。また、JCB が以下①の目的で本項（2）の会員情報を <u>使用</u> すること。 (中略) 3. 法人会員等は、本条第1項（2）（3）（4）、第2項（1）（2）（3）（4）（5）に定める事項および本項（1）（2）に定める事項、その他本規約等に定めるカード使用者、管理責任者および実務担当者の <u>個人情報</u> の利用について目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する等して、法人会員等の責任においてカード使用者、管理責任者および実務担当者の同意を得るものとします。 (中略) 第11条（会員情報の取扱いに関する不同意） 1. 両社は、法人等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第9条ないし第 <u>12</u> 条に定める会員情報の取り扱いについて	りません。 (中略) 4. 第1項の変更の届出がないため、両社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合 <u>であって</u>、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。 (中略) 第9条（会員情報の収集等に関する同意） 1. 法人会員等は、JCB が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。 (中略) (3) JCB が以下の目的のために、本項（1）①②③④の会員情報を利用すること。また、JCB が以下①の目的で本項（2）の会員情報を <u>利用</u> すること。 (中略) 3. 法人会員等は、本条第1項（2）（3）（4）、第2項（1）（2）（3）（4）（5）に定める事項および本項（1）（2）に定める事項、その他本規約等に定めるカード使用者、管理責任者および実務担当者の <u>会員情報</u> の利用について目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する等して、法人会員等の責任においてカード使用者、管理責任者および実務担当者の同意を得るものとします。 (中略) 第11条（会員情報の取扱いに関する不同意） 1. 両社は、法人等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第9条ないし第 <u>12</u> 条に定める会員情報の取り扱いについて
--	--

承諾できない場合は、入会を断ることがあります。また、両社はカード使用者が第9条ないし第12条に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、法人会員の退会または当該カード使用者のカード番号の利用を停止する手続きをとることがあります。

2. 法人会員等が、第9条第3項の定めに従って、カード使用者、管理責任者または実務担当者から個人情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員等は自らの責任と負担においてこれを処理し、両社に何らの損害および迷惑をかけないものとします。

(中略)

第12条（契約不成立時および退会後の会員情報の利用）

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第9条に定める目的（ただし、第9条第2項（2）③に定める営業案内を除く。）で一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第25条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第9条に定める目的（ただし、第9条第2項（2）③に定める営業案内を除く。）ならびに開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、会員情報を保有し、利用します。

第13条（標準期間）

本規約においては、当月1日から当月末日までを標準期間といたします。

第15条（カード番号の利用）

1. エクスプレス予約コーポレートサービスにおける会員のカード番号利用に際しては、JCBの承認が必要となります。この場合、法人会員は、JR東海がJCBに対して利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。

(中略)

承諾できない場合は、入会を断ることがあります。また、両社はカード使用者が第9条ないし第12条に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、法人会員の退会または当該カード使用者のカード番号の利用を停止する手続きをとることがあります。

2. 法人会員等が、第9条第3項の定めに従って、カード使用者、管理責任者または実務担当者から会員情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員等は自らの責任と負担においてこれを処理し、両社に何らの損害および迷惑をかけないものとします。

(中略)

第12条（契約不成立時および退会後の会員情報の利用）

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第9条に定める目的（ただし、第9条第2項（2）③に定める営業案内を除く。）で一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第25条および第25条の2に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第9条に定める目的（ただし、第9条第2項（2）③に定める営業案内を除く。）ならびに開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、会員情報を保有し、利用します。

第13条（標準期間）

本規約においては、当月1日から当月末日までを「標準期間」といたします。

第15条（カード番号の利用）

1. エクスプレス予約コーポレートサービスにおける会員のカード番号利用に際しては、JCBの承認が必要となります。この場合、法人会員は、カード利用の都度、JCBに対して利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。

(中略)

3. 法人会員は、JR 東海からエクスプレス予約コーポレートサービスを利用して購入した商品、権利に関する紛議について、JR 東海との間で解決するものとし、法人会員は、当該紛議をもって、法人会員の JCB に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。

(中略)

第 19 条 (カード番号利用代金の支払)

1. 法人会員は、標準期間において、会員がエクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号利用を行った場合、当該カード番号利用代金を約定支払日に JCB 指定の銀行口座に振り込んで支払うものとします。振込手数料は法人会員の負担とします。なお、予め JCB の承諾があった場合は、法人会員が届け出た金融機関預金口座等 (法人会員名義の口座等を届け出るものとする。以下総称して「お支払口座」という。) からの口座振替 (ただし、口座振替の場合の約定支払日は翌々月 10 日とします。以下、同じ。) の方法による支払いに替えることができます。ただし、事務上の都合により約定支払日以降の約定支払日にお支払いただくことや、JCB が特に指定した場合には、JCB 所定の他の支払方法 (所定の手数料が発生する場合があります。) によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、法人会員が JCB 所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づき JCB に支払うべき金額を超えて JCB に対する支払いをした場合、JCB は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、JCB は法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から JCB が法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。

2. 会員がエクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号利用を行った場合、JR 東海は、 JR 東海所定の方法により決定されたエクスプレス予約コーポレートサービスにおける カード番号利用代金の一部を法人会員に対し還付することがあります。 還付は、JR 東海より受

3. 法人会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用して購入した商品、権利に関する紛議について、JR 東海との間で解決するものとし、法人会員は、当該紛議をもって、法人会員の JCB に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。また、会員がエクスプレス予約コーポレートサービスを利用して JR 東海から購入した商品、権利について、JCB は責任を負いません。

(中略)

第 19 条 (カード番号利用代金の支払)

1. 法人会員は、標準期間において、会員がエクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号利用を行った場合、当該カード番号利用代金を約定支払日に JCB 指定の銀行口座に振り込んで支払うものとします。振込手数料は法人会員の負担とします。なお、予め JCB の承諾があった場合は、法人会員が届け出た金融機関預金口座等 (法人会員名義の口座等を届け出るものとする。以下、総称して「お支払口座」という。) からの口座振替 (ただし、口座振替の場合の約定支払日は翌々月 10 日とします。以下、同じ。) の方法による支払いに替えることができます。ただし、事務上の都合により約定支払日以降の約定支払日にお支払いただくことや、JCB が特に指定した場合には、JCB 所定の他の支払方法 (所定の手数料が発生する場合があります。) によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、法人会員が JCB 所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づき JCB に支払うべき金額を超えて JCB に対する支払いをした場合、JCB は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、JCB は法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から JCB が法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。

2. JR 東海所定の方法により決定されたエクスプレス予約コーポレートサービスにおける還元は、JR 東海より受託した JCB が、JCB 所定の方法によりエクスプレス予約コーポレートサービスにおけるカード番号利用代金から差し引くことにより行うものとします。ただし JR 東海は、

託した JCB が、JR 東海所定の方法によりエクスプレス予約コーポレートサービスにおけるカード番号利用代金から差し引くことにより行うものとします。ただし JR 東海は、ほかの方法により還付を行うことがあります。

第 20 条（明細）

JCB は、法人会員の約定支払額等（以下「明細」という。）を JCB 所定の時期に、法人会員にご利用代金明細書として、法人会員の届け出所在地への郵送その他 JCB 所定の方法により通知します。法人会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後 1 週間以内に申し出るものとします。

（中略）

第 25 条（退会および会員資格の喪失等）

1. 法人会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、JCB に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、法人会員は、本規約に基づき JCB に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払いの責めを負うものとします。なお、法人会員が退会する場合、カード使用者の資格は当然に喪失するものとし、会員はエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を当然に喪失するものとします。
2. 法人会員（（6）のときは、（6）に該当するカード使用者）は、次のいずれかに該当する場合、（1）、（4）および（5）においては当然に、（2）、（3）、および（6）においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、本規約に基づく会員資格を喪失します。なお、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失し、会員はエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を当然に喪失するものとします。また、法人会員は、会員資格喪失後に会員がカード番号を利用した場合にも支払義務を負うものとします。
 - （1）法人会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - （2）会員が本規約等に違反したとき。
 - （3）法人会員の信用状態に重大な変化が生じたときもしくはは生じるおそれがあると JCB または JR 東海が判断したときまたはは換金目的によるカード番号利用等カード番号の利用状況が適当でないと JCB または JR 東海が判断したとき。

他の方法により還元を行うことがあります。

第 20 条（明細）

JCB は、法人会員の約定支払額等（以下「明細」という。）を JCB 所定の時期に、法人会員にご利用代金明細書として、法人会員の届け出所在地への郵送その他 JCB 所定の方法により通知します。法人会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後 1 週間以内に申し出るものとします。

（中略）

第 25 条（退会および会員資格の喪失等）

1. 法人会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、JCB に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、法人会員は、本規約に基づき JCB に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払いの責めを負うものとします。なお、法人会員が退会する場合、カード使用者は会員資格およびエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を喪失するものとします。
2. 法人会員（（6）のときは、（6）に該当するカード使用者）は、次のいずれかに該当する場合、（1）、（4）および（5）においては当然に、（2）、（3）および（6）においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、本規約に基づく会員資格を喪失します。なお、法人会員が会員資格を喪失した場合、カード使用者は会員資格およびエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を喪失するものとします。また、法人会員は、会員資格喪失後に会員がカード番号を利用した場合にも支払義務を負うものとします。
 - （1）法人会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - （2）会員が本規約等に違反したとき。
 - （3）法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、またはは生じるおそれがあると JCB または JR 東海が判断したとき、もしくはは換金目的によるカード番号利用等カード番号の利用状況が適当でないと JCB または JR 東海が判断したとき。

(4) 両社が全てのカード番号について更新しないで、カード番号の有効期限が経過したとき。

(5) EX 予約コーポレート規約に基づき または、本条第3項に該当し、 エクスプレス予約コーポレートサービス利用資格を喪失したとき。

(6) カード使用者が死亡したことを両社が知ったとき、または管理責任者からカード使用者が死亡した旨の連絡が JCB にあったとき。

3. 法人会員が次のいずれかに該当する場合、JR 東海は法人会員に通知、催告を行ったうえで、エクスプレス予約コーポレートサービスの利用制限もしくは利用停止、またはエクスプレス予約コーポレートサービス利用資格を喪失させることができるものとします。

(1) エクスプレス予約コーポレートサービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額が、50万円を下回った場合。

(2) エクスプレス予約コーポレートサービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額を、毎月末時点におけるハウスカード番号の合計数で除して算出したハウスカード番号1つあたりのカード番号利用代金額が、1回でも3千円を下回った場合。

(中略)

5. カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者による部署カード番号 もしくは ハウスカード番号の利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、エクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を当然に喪失するとともに、部署カード番号 もしくは ハウスカード番号が失効するものとします。

(中略)

8. 第1項、第2項、第4項 および第5項 の場合、貸与カードがあれば JCB の指示に従って直ちに当該貸与カードを返還するか、当該貸与カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。

(4) 両社が全てのカード番号について更新しないで、カード番号の有効期限が経過したとき。

(5) EX 予約コーポレート規約に基づき、エクスプレス予約コーポレートサービス利用資格を喪失したとき。

(6) カード使用者が死亡したことを両社が知ったとき、または管理責任者からカード使用者が死亡した旨の連絡が JCB にあったとき。

3. 削除

(中略)

5. カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者による部署カード番号 また はハウスカード番号の利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、エクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を当然に喪失するとともに、部署カード番号 また はハウスカード番号が失効するものとします。

(中略)

8. 第1項 または 第4項の場合、貸与カードがあれば JCB の指示に従って直ちに当該貸与カードを返還するか、当該貸与カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。

第25条の2（営利目的等に対する会員資格の喪失等）

法人会員は、以下のいずれかに該当したと JR 東海または JCB が判断した場合、両社は入会を謝絶し、または何らの通知・催告をすることなく、カード利用を停止させること、または会員資格を喪失させることができるものとします。

第 26 条（貸与カードの紛失、盗難、カード情報の漏洩による責任の区分）

1. 貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等により、他人にカード番号を使用された場合、そのカード番号を使用した決済の利用代金は法人会員の負担とします。
2. 第 1 項にかかわらず、会員が貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等の事実を速やかに JCB に届け出るとともに、貸与カードの紛失、盗難にあつては所轄の警察署へ届け出、かつ JCB の請求により所定の紛失、盗難届を JCB に提出した場合には、JCB は、法人会員に対して JCB が届け出を受けた日の 60 日前以降のカード番号の利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - (1) 会員が第 3 条第 3 項または第 5 項に違反したとき。
 - (2) 法人会員もしくはカード使用者の役職員、社員、従業員等 (過去にこれらであった者を含む。以下、これらを総称して「役職員等」という。)、役職員等の家族、同居人等法人会員の関係者（過去に 関係者 であった者を含む。）がカード番号を使用したとき。

(中略)

- (6) ハウスカード番号使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき(第 7 条第 2 項のただし書きの場合を除く)。

(中略)

第 28 条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と両社、または両社のいずれかとの間で訴訟が生じた場合、訴額の いかに かかわらず JCB または JR 東海の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするこ

(1) カード利用の一部または全部を自らは使用しない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えてエクスプレス予約コーポレートサービスを利用して乗車券類を購入したとき。

(2) エクスプレス予約コーポレートサービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的を問わず営利目的のために、転売または換金行為を試み、もしくは実行したとき。

第 26 条（貸与カードの紛失、盗難、カード情報の漏洩による責任の区分）

1. 貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等により、他人にカード番号を使用された場合、そのカード番号を使用した決済の利用代金は法人会員の負担とします。
2. 第 1 項にかかわらず、会員が貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等の事実を速やかに JCB に届け出るとともに、貸与カードの紛失、盗難にあつては所轄の警察署へ届け出、かつ JCB の請求により所定の紛失、盗難届を JCB に提出した場合には、JCB は、法人会員に対して JCB が届け出を受けた日の 60 日前以降のカード番号の利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - (1) 会員が第 3 条第 3 項または第 5 項に違反したとき。
 - (2) 法人会員、もしくはカード使用者の役職員、社員、従業員等、その 家族または同居人等法人会員の関係者（過去に これら であった者を含む。）がカード番号を使用したとき。

(中略)

- (6) 削除

(中略)

第 28 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に関して、会員と両社、または両社のいずれかとの間で訴訟が生じた場合、訴額の 如何にか かわらず JCB または JR 東海の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管

とに同意するものとします。

(中略)

第 30 条 (本規約等およびその改定)

本規約等^等は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約等が改定され、両社、または両社のいずれかがその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカード番号を利用した場合、会員が当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約等と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

第 31 条 (誓約事項等)

1. 法人会員は、本契約締結時および将来にわたって、会員等が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JR 東海もしくは JCB の信用を毀損し、または JR 東海もしくは JCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを誓約するものとします。

(中略)

4. 両社が、前項の規定に基づいて、本契約の全部または一部を解除した結果により、会員に損害が生じたとしても、両社はこれによる一切の損害を賠償しないものとします。

轄裁判所とすることに同意するものとします。

(中略)

第 30 条 (本規約およびその改定)

1. 本規約は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。
2. 本規約等の内容は、エクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) 等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他両社が適当と認める方法により通知するものとします。
3. 将来本規約等が改定され、両社、または両社のいずれかがその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカード番号を利用した場合、会員が当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約等と相違する他の規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

第 31 条 (誓約事項等)

1. 法人会員は、本契約締結時および将来にわたって、会員等が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JR 東海もしくは JCB の信用を毀損し、または JR 東海もしくは JCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを誓約するものとします。

(中略)

4. 両社が、前二項の規定に基づいて、本契約の全部もしくはは一部を解除、またはカードの利用を一時的に停止等した結果により、会員に損害が生じたとしても、両社はこれによる一切の損害を賠償しないものと

(以下略) (精算業務の委託に関する特約) 本特約は、法人会員が JCB に対する債務の支払いに関する業務（以下「精算業務」という。）を両社が承認した第三者（以下「業務受託者」という。）に委託する場合に適用されます。 第 1 条（精算業務の委託） 両社は、<u>法人会員</u>の申し出がなされた場合で相当と判断したときは、法人会員の精算業務を業務受託者に委託することを承諾するものとします。	ます。 (中略) <u>第 32 条（守秘義務）</u> <u>法人会員は、本規約等に定める事項のほか、エクスプレス予約コーポレートサービスに関して両社と個別に取り交わす取引条件等、営業上の機密事項についての一切を第三者に漏らさないものとします。また、両社において法人会員による第三者への当該情報漏洩が判明した場合は、その内容如何に拘わらず、両社は法人会員に対し、当該漏洩により被った損害について、賠償の請求ができることとします。</u> (以下略) (精算業務等の委託に関する特約) 本特約は、<u>「エクスプレス・カード (E 予約専用) 会員規約」(以下、「カード会員規約」という。)</u>で定める法人会員が株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）に対する債務の支払いに関する業務（以下、「精算業務」という。）等を JCB および東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」といい、JCB および JR 東海を総称して「両社」という。）が承認した第三者（以下、「業務受託者」という。）に委託する場合に適用されます。 第 1 条（精算業務の委託） <u>1. 法人会員が、第三者にカード会員規約に係る精算業務の委託を希望する場合または委託先の変更を希望する場合には、両社が定める申込書に必要事項を記載し、両社が定める精算業務受託に関する届出書に当該第三者をして必要事項を記載させた上、両書を両社に提出することにより申し込むものとします。</u> <u>2. 両社は、前項の申し込みを受けた場合で相当と判断したときは、法人会員の精算業務を業務受託者に委託することを承諾するものとし、これを以て法人会員は精算業務の委託を開始または変更するものとします。</u> <u>3. 前項により法人会員が精算業務を業務受託者に委託を開始または変更した以降、両社が、カード会員規約第 19 条および第 20 条に定めるカード番号利用代金の受領、ご利用代金明細書の通知およびこれに対する異議その他のカード会員規約に定める法人会員とのやり取りを、業務受託</u>
---	---

第2条（情報の預託）

1. 前条に基づき、JCBは、本規約第20条に定める明細を、業務受託者に対しJCB所定の方法により通知します。
2. 会員は、前項に定める明細の通知をはじめ、業務受託者が精算業務の遂行に必要な範囲で、JCBが法人会員を代行して業務受託者へ会員の情報を預託することにつき同意します。

第3条（管理責任者）

両社は、第1条に基づき法人会員が精算業務を業務受託者に委託する場合において、管理責任者を業務受託者から選任したい旨の申し出を法人会員より受けた場合、その裁量において必要性・相当性を判断のうえ決定することができるものとします。本条に基づく管理責任者が選任された場合、法人会員は、管理責任者が、カード使用者の指定、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導、および両社との連絡調整等、両社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとします。

者との間でしたときは、法人会員と当該やり取りをしたものとみなします。

第2条（会員情報の取扱）

1. 法人会員は、本項（1）（2）に定める会員情報の利用について、法人会員等の責任において、カード会員規約に定めるカード使用者、管理責任者および実務担当者の同意を得るものとします。
 - （1）カード会員規約および本特約に基づきカード使用者、管理責任者および実務担当者に関する情報を業務受託者が両社に提供すること。
 - （2）カード会員規約および本特約に基づきカード番号の利用内容を両社が業務受託者に提供すること。
2. 法人会員が前項の定めに従ってカード使用者、管理責任者または実務担当者から会員情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員は法人会員の責任と負担においてこれを処理し、両社に何らの損害および迷惑をかけないものとします。
3. 前項に関して、両社がカード使用者、管理責任者または実務担当者から損害賠償請求やこれに類する請求その他異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員はその損害を賠償するものとします。

第3条（連帯責任）

法人会員は、業務受託者の精算業務に関する一切の行為について、両社に対して連帯して責任を負うものとします。

第4条（管理責任者）

両社は、第1条に基づき法人会員が精算業務を業務受託者に委託する場合において、管理責任者を業務受託者から選任したい旨の申し出を法人会員より受けた場合、その裁量において必要性・相当性を判断のうえ決定することができるものとします。本条に基づく管理責任者が選任された場合、法人会員は、管理責任者が、カード使用者の指定、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導、および両社との連絡調整等、両社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとします。

第3条の2（実務担当者）

前条に基づき管理責任者が選任された場合、法人会員は、実務担当者を業務受託者から選任することができるものとします。この場合、法人会員は、管理責任者の行為を実務担当者が管理責任者に代わって行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて意義のないものとします。

第4条の2（実務担当者）

前条に基づき管理責任者が選任された場合、法人会員は、実務担当者を業務受託者から選任することができるものとします。この場合、法人会員は、管理責任者の行為を実務担当者が管理責任者に代わって行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて異議のないものとします。

第5条（合意管轄裁判所）

法人会員は、本特約に関して、法人会員と両社、または JCB、もしくは JR 東海のいずれかとの間で訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず JCB または JR 東海の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第6条（準拠法）

本特約は日本法を準拠法とするものとします。

第7条（本特約の改定）

本特約が改定され、JCB または JR 東海のいずれかがその内容を書面その他の方法により法人会員に通知した後に業務受託者が精算業務を行った場合、法人会員は当該改定内容を承認したものとみなします。

第8条（本特約の失効）

カード会員規約第25条および第25条の2に基づき法人会員が退会または会員資格を喪失した場合、本特約は失効するものとします。

第9条（残存効）

法人会員の業務受託者への精算業務の委託が終了した後も、本特約第2条第2項および第3項、第3条ないし第6条ならびに本条は、なお効力を有するものとします。

第10条（支払いの相殺）

法人会員において JCB に対し支払うべき残債務が存在している場合、業務受託者からの JCB への支払いを、如何なる場合でも当該法人会員から JCB への支払いとみなし、JCB の残債務に充当できるものとします。

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約

第1条（概要）

1. 本規約は、「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下「カード会員規約」という。）で定める東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）がカード会員規約に定める法人会員（以下「法人会員」という。）に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下「本サービス」という。）の取扱いについて定める。

なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定めるカード使用者（以下「カード使用者」という。）に周知する義務を負う。法人会員及びカード使用者は本規約を承認し、遵守する。

2. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更した場合、法人会員及びカード使用者が本サービスまたは JR 東海 EX-IC サービス規約（E予約専用）に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなされる。
3. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

第2条（カード使用者の本サービスの利用及びお客様情報の登録）

カード使用者は、カード会員規約に定めるエクスプレス・カード（E予約専用）を利用することにより、本サービスを利用することができる。

なお、初回のインターネットによる購入の申込のときには、カード使用者（カード番号がハウスカード番号の場合。なお、ハウスカード番号とはカード会員規約第3条のハウスカード番号をいう。以下同じ。）又は管理責任者（カード番号が基本カード番号、部署カード番号の場合。なお、管理責任者とは、カード会員規約第4条の管理責任者をいい、基本カード番号とはカード会員規約第3条の基本カード番号、部署カード番号とはカード会員規約第3条の部署カード番号をいう。以下同じ。）は、当社がカード使用者に通知する際に使用する e メールアドレス 及び 連絡する際に使

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約

第1条（概要）

1. 本規約は、「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下「カード会員規約」という。）で定める東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）がカード会員規約に定める法人会員（以下「法人会員」という。）に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下「本サービス」という。）の取扱いについて定める。

なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定めるカード使用者（以下「カード使用者」という。）に周知する義務を負う。法人会員 および カード使用者は本規約を承認し、遵守する。

2. 本規約の内容は、エクスプレス予約案内サイト（<https://expy.jp/>）等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとする。
3. 当社は、事前に法人会員 および カード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更した場合、法人会員 および カード使用者が本サービスまたは JR 東海 EX-IC サービス規約（E予約専用）に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなされる。
4. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

第2条（本サービスの利用 および 利用資格）

1. カード使用者（カード番号がハウスカード番号の場合。なお、ハウスカード番号とはカード会員規約第3条のハウスカード番号をいう。以下、同じ。）は、カード会員規約に定めるエクスプレス・カード（E予約専用）を利用することにより、本サービスを利用することができるものとし、利用に際しては、エクスプレス・カード（E予約専用）のカード番号の入力等その他の当社が定める本サービス利用のための登録手続（以下、「登録手続」という。）を行うものとする。登録手続においては、当社が要求する情報全てを正確に登録しなければならない。
2. カード使用者は、登録手続により通知する ID および 任意に登録したパスワードを使用することにより、本サービスを利用することができる。

用する電話番号を登録しなければならない。	なお、初回のインターネットによる購入の申込のときには、カード使用者またはカード会員規約で定める管理責任者および実務担当者（以下、総称して「管理責任者等」という。カード番号が基本カード番号、部署カード番号の場合。なお、基本カード番号とはカード会員規約第3条の基本カード番号、部署カード番号とはカード会員規約第3条の部署カード番号をいう。以下、同じ。）は、当社がカード使用者に通知する際に使用する電子メールアドレスおよび連絡する際に使用する電話番号（以下、「連絡先電話番号」という。）を登録しなければならない。 3. 当社は、法人会員が次のいずれかに該当する場合、法人会員に通知、催告を行ったうえで、本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。 (1) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額が、50万円を下回った場合。 (2) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額を、毎月末時点におけるハウスカード番号の合計枚数で除して算出したハウスカード番号1枚あたりのカード番号利用代金額が、1回でも3千円を下回った場合。 4. 当社は、法人会員、カード使用者、管理責任者等が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。 (1) 本規約、当社または他社の定める運送約款または法令の定め違反した場合。（本サービスをその違反の手段として利用した場合を含む） (2) カード会員規約が失効した場合または法人会員がカード会員規約に定める会員資格を喪失した場合。 (3) カード会員規約に定める本代理権を喪失した場合。 (4) 第1項による登録または第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合。 (5) 第1項による登録または第3条により修正された電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からの連絡がとれなくなった場合。 (6) 第21条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき。 (7) その他、本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。 5. 法人会員は、退会手続を行う場合、カード会員規約に定める方法により退会を申し出る必要がある。
-----------------------------	---

第3条（お客様情報の修正）

カード使用者（ただし、ハウスカード番号の場合）又は管理責任者（ただし、基本カード番号、部署カード番号の場合）は、当社がカード使用者に通知する際に使用する e メールアドレス 及び 電話番号、又はこれらを回数を問わず修正登録したもの（以下「お客様情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。

第4条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>)（以下、「エクスプレス予約 HP」という。）により周知するものとする。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻（以下「購入等」という。）の受付期間、受付時間 及び 所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、当社が別に定めるところによるものとする。

第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より 付与 された ID 及び パスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話 又は インターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができる。

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又は カード使用者 若しくは 管理責任者が お客様 情報として登録した e メールアドレスに対する e メール送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者 又は 管理責任者が お客様 情報として登録した e メールアドレスに対する e メール送信により行うものとする。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が 当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立し

第3条（会員情報の修正）

カード使用者 または 管理責任者 等 は、当社がカード使用者に通知する際に使用する 電子 メールアドレス および 連絡先 電話番号（以下、「会員情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員 情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。

第4条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>)（以下、「エクスプレス予約 HP」という。）により周知するものとする。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻（以下、「購入等」という。）の受付期間、受付時間 および 所要回答時間等は、当社が別に定めるところによるものとする。

第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より 通知 された ID および パスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話 または インターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができる。

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、または カード使用者 もしくは 管理責任者 等 が 会員 情報として登録した 電子 メールアドレスに対する 電子 メール送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話（テキストサイト）・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者 または 管理責任者 等 が 会員 情報として登録した 電子 メールアドレスに対する 電子 メール送信により行うものとする。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が 申込操作完了後の画面へ予約等が完了した旨を表示した時、またはカード使用者があらかじめ登録した電子メールアドレスのメールサーバーに決済内容をお知らせした電子メールが到着したいずれかの場合をもって、カ

た旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとする。 3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカード番号より決済手続が行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下「カード番号利用枠」という。）による制限を受けるものとする。また、乗車券類の購入可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとする。 <u>4. 削除</u> (中略) 第6条の2（カード使用者の問い合わせ窓口） 1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示する。 (中略) 第7条（契約成立後の乗車券類の扱い） 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード会員規約<u>及び</u>本規約に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社又は他社の定める運送約款（<u>旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。</u>）の適用を受けるものとする。 (中略) 第9条（受取） 1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、前条第1項により当社が保管	ード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとする。 <u>3. 前項において、会員情報として登録された電子メールアドレスが不正確であった場合、このために電子メールの到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。</u> 4. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカード番号より決済手続が行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下「カード番号利用枠」という。）による制限を受けるものとする。また、乗車券類の購入可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとする。 (中略) 第6条の2（カード使用者の問い合わせ窓口） 1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上<u>等</u>に掲示する。 (中略) 第7条（契約成立後の乗車券類の扱い） 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード会員規約<u>および</u>本規約に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社<u>または</u>他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。 (中略) 第9条（受取） 1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、前条第1項により当社が保管
---	--

をしている乗車券類の受取を行うものとする。

2. カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「JR 東海 EX-IC サービス規約（E 予約専用）」（以下「I C 規約（E 予約専用）」という。）の定めにより当社が貸与する EX-IC カード 又 はカード会員規約第 3 条に定める貸与カードを当社が別に定める方法により使用し、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。また、当社の きっぷうりば 等で貸与カードにより受取を行う場合は、本サービスログイン時に入力するパスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。

（中略）

第 11 条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に法人会員 又 はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム 及 下記に記した内容を変更することができることとする。なお、変更後は、変更後のシステム 及 内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとする。

（中略）

3. 当社は、理由の いかん を問わず、事前に法人会員 又 はカード使用者に通知することなく、本サービスの一部 又 は全部を終了させることができ

をしている乗車券類の受取を行うものとする。

2. カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「JR 東海 EX-IC サービス規約（E 予約専用）」（以下「I C 規約（E 予約専用）」という。）の定めにより当社が貸与する EX-IC カード また はカード会員規約第 3 条に定める貸与カードを当社が別に定める方法により使用し、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当社の 駅窓口 等で貸与カードにより受取を行う場合は、本サービスログイン時に入力するパスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。

（中略）

第 11 条（還元）

1. 法人会員またはカード使用者が本サービスにおいてカード番号利用を行った場合、当社は、当社所定の方法により決定された本サービスにおけるカード番号利用代金の一部を、当社所定の方法により法人会員に対し還元することがある。なお、還元の条件は当社が定め、その条件はいつでも当社が変更できるものとする。
2. 法人会員のカード会員規約第 3 条に反するカード番号利用、またはカード会員規約第 25 条の 2 に規定するカード番号利用が判明した場合、その内容の如何を問わず還元は中止する。また、当社が法人会員に対し、当該の不適正な使用方法によって当社より得た還元額の返還を請求した場合、法人会員は法人会員資格を喪失した後を含め、直ちに返還に応じるものとする。

第 12 条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に法人会員 また はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム およ 下記に記した内容を変更することができることとする。なお、変更後は、変更後のシステム およ 内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとする。

（中略）

3. 当社は、理由の 如何 を問わず、事前に法人会員 また はカード使用者に通知することなく、本サービスの一部 また は全部を終了させることができ

るものとする。

第 12 条（お客様情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴等）についての取扱いは、カード会員規約によります。

第 13 条（法人会員及びカード使用者の義務）

1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとする。
2. 法人会員は、ID、パスワード及びハウスカード番号の暗証番号の使用及び管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。
3. カード使用者は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとする。

第 14 条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員は、カード使用者の行為であるか否かに関わらず、又は過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、法人会員及びカード使用者が行った一切の行為及びその結果並びに ID、パスワード及びハウスカード番号の暗証番号によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、法人会員又はカード使用者が第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとする。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとする。
 - (1) お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。

（中略）

- (9) 携帯電話等への表示又はカード使用者への通知用として登録されている e メールアドレスに対し当社から e メールが送信されるに伴い、

きるものとする。

第 13 条（会員情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴およびサーバー通信履歴等）についての取扱いは、カード会員規約によります。

第 14 条（法人会員およびカード使用者の義務）

1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとする。
2. 法人会員は、ID およびパスワードの使用並びにその管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。
3. カード使用者は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、および本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとする。

第 15 条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員は、カード使用者の行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、法人会員およびカード使用者が行った一切の行為・結果、並びに ID およびパスワードによりなされた一切の行為・結果について、一切の責任を負担するものとし、法人会員またはカード使用者が第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとする。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとする。
 - (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

（中略）

- (9) 携帯電話等への表示またはカード使用者への通知用として登録されている 電子 メールアドレスに対し当社から 電子 メールが送信される

法人会員又はカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。

- (10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信されたeメールに付随していたウィルス、又は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として法人会員又はカード使用者の携帯電話又はパソコンの受信容量を超過した、当社から送信されたeメールにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
- (11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者への通知用として登録されているeメールアドレスに対し当社から送信されたeメールにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
- (12) その他、法人会員がカード会員規約、本規約、I C規約（E予約専用）及び当社の定める運送約款及び法令の定め違反したことにより、又は本規約により法人会員が一切の責任を負うことが想定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。

(中略)

第 15 条（通知及び同意の方法）

1. 当社から、法人会員及びカード使用者への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト上への提示、カード使用者への通知用として登録されているeメールアドレスに対する当社からのeメールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行うものとする。
2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容を法人会員及びカード使用者が承諾したものとみなす。

第 16 条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は当社又はそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員又はカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

に伴い、法人会員またはカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

- (10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として法人会員またはカード使用者の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (12) その他、法人会員がカード会員規約、本規約、I C規約（E予約専用）および当社の定める運送約款および法令の定め違反したことにより、または本規約により法人会員が一切の責任を負うことが想定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

(中略)

第 16 条（通知および同意の方法）

1. 当社から、法人会員およびカード使用者への本サービスの運営および内容に関する通知は、エクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) 等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとする。
2. 前項の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容を法人会員およびカード使用者が承諾したものとみなす。

第 17 条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員またはカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

第 17 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所 又 は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとする。

第 19 条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとする。

第 20 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所 また は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

1. 法人会員、カード使用者、管理責任者等 は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(6) 前各号の共生者

(7) その他前各号に準ずる者

2. 法人会員、カード使用者、管理責任者等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

